

【参考】 相談支援専門員について

1 相談支援専門員を配置しなければならない事業所について

- | | |
|-----------------|--------------------|
| • 指定一般相談支援事業所 | • 指定特定相談支援事業所 |
| • 指定障がい児相談支援事業所 | • 指定重度障がい者等包括支援事業所 |

2 相談支援専門員の要件について

相談支援専門員については以下の告示に要件が定められています。

- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）

【相談支援専門員として従事するための要件】

- | |
|---|
| <p>① 障がい者（児）支援に関する所定の実務経験を有していること。
※ 実務経験については、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 研修ホームページ（URL http://www.supokyo-kensyu.org/）『相談支援専門員の要件となる実務経験について』参照</p> <p>② 「相談支援従事者初任者研修」あるいは「旧障害者ケアマネジメント研修修了者で平成24年3月までに相談支援従事者初任者研修の追加研修」を修了していること。</p> <p>③ 初任者研修を修了した翌年度から数えて、5年度以内ごとに「相談支援従事者現任研修」を受講し、修了証書の交付を受けていること。</p> |
|---|

※研修修了の要件について、経過措置はありません。

※実務経験については、指定担当部署にお問い合わせください。